

(仮称) 県庁職域支部だより

平成 11 年度技術講演会

「トルコ及び台湾での地震の状況について」

去る 11 月 26 日(金)に、神奈川県中小企業共済会館において、トルコ及び台湾での地震の被害報告の技術講演会が開催され、講師である大成建設株の技術者の方々の話に、約 60 名の会員が熱心に耳を傾けていました。

主な講演内容としては、

1. トルコ地震

- ・北アナトリア断層の西端が震源で、マグニチュードは、7.4であった。
- ・RC 造の建物が多く、柱断面が壁柱のように扁平な柱で、建物外周部の梁の省略などがされ、基礎は、べた基礎が多く、杭のない建物が多いという特徴がある。
- ・建築物の被害状況としては、層崩壊や柱の剪断破壊が多かった。

2. 台湾地震

- ・台湾の中央部南投県周辺を震源とし、マグニチュードは、7.7であった。
- ・RC 造の建物が多く、EXP.J を設けずに複数棟連結したり、増築をしているという特徴がある。
- ・一斗缶を捨て型枠とした耐震上の影響については、特になかった。
- ・RC 造建築物の被害状況としては、1階の柱の破壊による層崩壊が多く見られた。

以上のとおり、その国独特の建築物における特徴及び施工方法が、建物被害状況に大きく関わっているのがよくわかりました。

講演会後に回収したアンケートの結果、「タイムリーな企画」、「興味深く聞けた」と大変好評でした。また、今後、施設見学の実施とともに、このようなタイムリーな情報提供の場も提供して欲しい旨の要望もありましたので、事務局としても、会員のご意向に沿えるようこれからも努力していく所存です。



建築士会からの情報

「ホームページ運営委員会の発足」

今年の四月から試行していた建築士会のホームページをより充実・強化するため、これまで任意に設置されていた「ホームページ作成検討会議」を発展解消し、新たに総務企画委員会の下部組織として、「ホームページ運営会議(議長 宮崎良二理事)」が設置されました。県庁職域支部からは、広報・情報担当幹事の庄司氏が参加しています。本格的な情報化社会を迎え、より充実したホームページ運営が期待されます。

県庁職域支部の情報

「長野全国大会」

第四二回建築士会全国大会が、十月二日から三日間にわたり長野県で開催されました。長野オリンピックで使われた、「ビックハット」をメイン会場として、各地で様々なイベントが実施されました。

特に、全国から集まった建築士が、活動の発表をしたり、議論を行ったり、あるいはまちなみや建築を見学したりする「NAGANOやまなみフォーラム」は大盛況でした。こつした中、私たちの先輩である藤本圭祐氏(県庁職域支部)と小林良樹氏(小田原地方支部)のお二人が、「建築士会の発展に功績があった」とされ、連合会長から表彰されました。本誌におめでとうございました。



『職場紹介』

県央・湘南都市圏の

環境と共生する都市づくり

中沢 一夫

はじめに

「かながわ新総合計画二」の県土構想の一つである「県央・湘南都市圏整備構想」に基づき、県土整備総務室（環境共生都市整備担当）では「環境と共生する都市づくり」をテーマに、県民企業、行政の「参画・協働」を基本に据えた都市づくりに取り組んでいます。ここでは、この構想を実現するための三つの計画について、平成二十一年六月にとりまとめた「計画原案」の概要を紹介いたします。

一 県央・湘南都市圏整備基本方針

この「基本方針」は、県土構想を着実に推進するため、県民、企業、行政などの共通の目標となる「都市圏の将来像」と「将来像の実現に向けた都市圏整備の基本方向」を明らかにしたものです（二〇一五年年度目標）。

「持続可能な社会を支える環境と共生する都市圏」、「交流と連携を実現するネットワーク型の都市圏」を将来像とし、二つのゲートとモデル都市の形成、広域連携拠点の形成、環境と共生する都市圏の形成、ネットワーク型の都市圏の形成、をめざして、交流基盤、産業基盤、生活基盤といった三つの側面から、様々な施策を展開します。

二 環境と共生する都市づくり誘導指針

この「誘導指針」は、「持続可能な社会を支える環境と共生する都市圏」を実現するため、県民事業者、行政の各主体が参画・協働して取り組むべき、「目標と取り組み方向」を明らかにするとともに、都市づくりを環境共生型に誘導していくための「調整・協議のしくみ」の基本を示したものです。

自然を生かす、環境負荷低減、環境配慮

の交通、地域アメニティ、といった四つの目標の実現に向けて、各主体が「行動指針」として自ら取り組んでいくよう、パンフレット等による普及啓発や情報提供を進めます。また、都市づくりを構想・計画の段階から事業実施・供用後に至るまで、一貫して「環境共生計画」の策定や大規模開発事業に関する調整・協議のしくみづくりを推進します。

三 ツインシティ基本計画

「ツインシティ」とは、神奈川県新幹線新駅促進期成同盟会（県、地元二市町、関係団体で構成）が、平成九年一月に新駅誘致地区を寒川町倉見地区に決定した際に提案した構想に基づき、倉見地区と相模川の対岸の平塚側地区とを一体として、環境と共生する都市づくりを行うとするものです。この「基本計画」は、ツインシティ形成の理念や都市像を描くとともに、この都市像を具体化するための土地利用や交通に関する方針などを明らかにしたものです。

地域の都市と共生し、地球環境にやさしい環境共生都市、広域的な交流と連携の窓口となる都市、新しい産業を創出・育成する都市、新しい生活スタイル・ワークスタイルを実践する都市、といった四つの都市像を実現するため、新幹線新駅の誘致、東西両地域をつなぐ環境にやさしい交通計画、新産業を創出・育成する拠点形成などに取り組むこととし、この方向に基づき、面整備や機能配置、交通基盤の整備等を進めます。

おわりに

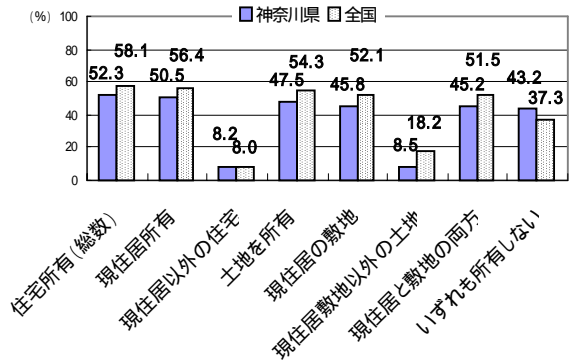
以上の三つの計画については、計画づくりの早い段階から県民参加を実施し、「県民集会」等で多数の意見・提案等をいただいています。こうした意見等を踏まえ、平成二十一年度中に成案化した「環境と共生する都市づくり」の実現に結び

「ワンポイントデータ」 現住居を所有している世帯は50.5%

現住居の敷地を所有している世帯は45.8%

世帯における住宅と土地の所有率・神奈川県・全国

（資料：平成10年土地・住宅統計調査 神奈川県建設統計結果の概要）



『近況報告』

一宮町総務部園試跡地利用課

柏瀬 雅人

一宮町に派遣され、一年八ヶ月ほどが過ぎました。町では（仮称）一宮町生涯学習センター建設事業なるものに関わっています。園芸試験場の跡地に公民館と図書館の複合施設を建てるもので、施設はSRC造、地下一階、地上三階建て、延べ床面積が約五、三〇〇㎡になります。町にとっては大規模事業なので、課を新たにたつて専任体制で事業を進めています。工事は昨年の十二月に杭打ち工事に着手し、現在、公民館棟二階部分のコンクリート打設が終わったところで

町役場で感じるのは、やはり住民との距離がとてに近いということです。一般の町民の方が気軽に立ち寄り、席の隣で話をしていくことも多く、県とは違った身近な役所だと実感させられます。また、役所の方も住民参加に積極的で、今回の場合も設計段階から町民の意見を集めているし、施工段階でも現場見学会を開催したり、縦帳のデザインを決めるのに投票を行ったりしています。「重点的に住民参加に取り組む」というのではなく、もっと自然に「まわりに何が言いたがっている人があるのだから聞くのは当然」といった感じだと思います。町と県では行政の役割の違いもあると思いますが、住民参加という点では、町の方が充実しているかもしれません。



第四四回神奈川県建築コンクール作品集から

優良賞「県立茅ヶ崎高等学校」

細部にわたって工事及び学校関係者と連携し協力した結果、より良い建物が出来大変わすしく思います。（建築士 藤原 隆彦）



「温故知新」

「プレハブ工法による高層官営住宅の建設」

室 屋 澄 雄

昭和四一年、中層プレハブ住宅が官営住宅に仲間入りした。プレハブ元年の年である。

この年の県人口は、約四百六十万人を数え三〇年代後半から、年に二〇万人を超える増加をみせていた。県下の住宅事情をみると慢性的な住宅不足で民間借家世帯で住宅に困っている世帯が五割を超える状態にあった。困っている理由としては、「住宅がせまい」、「設備不完全」、「日照・通風等衛生条件の悪さ」などであった。これらの解消のために、「より良い県営住宅を大量に」供給する必要があった。

国は、「住宅建設工業化の推進」を重要施策と位置づけ、昭和四〇年八月に「プレハブ住宅を積極的に採用するよう」都道府県に運達した。県は、これを受けて昭和四二年九月に日本住宅公団（以下、「公団」といふ）に次いで、県段階ではトップを切って、中層プレハブ工法による県営住宅を笹山団地で始めて採用し着工した。

プレハブ工法の開発・研究は、昭和三〇年七月に設立された公団が、設立当初から「国」(住宅局住宅建設課)・「建研」(建設省建築研究所)と連携して、住宅建設の工業化に取り組んでいた。工業化のねらいは、機械力を用い、労働環境を整え、製品の質の確保と生産性の向上、工期の短縮・コストダウンを図ることにあった。

公団では、自前の部材製造工場及び量産試験場での試行建設を実施し、施工技術と部材の品質管理を重視し安定した経営と一定の技術を持つ業者の資格認定を制度化した。これは現在でも受けつがれている。

笹山団地でのスタッフは、藤野住宅建設課長

菅田課長補佐、八木係長、松尾・古怒田技師、泉技師補と私。これに加えて忘れてならない、今井係長の八名で工事監理に当たった。

始めてのプレハブ工事は、当然ながら先ず設計書の内容把握、部材工場での検査確認、打設工程PC版のストック・運搬、クレーン走行路などの仮設計画策定、建方工程の確認策定など様々な事項の検討指示を、従前の在来工法とは一味違ったフロアにより実施した。

不明瞭なこと、壁に突き当たったときは、文献を引っ張り出し、又練達者や専門家からの耳字問で、自分が納得するまで習得し、そのなかから自分なりの解を持ち、上司の承諾を得て、採択・指示を行う基本的な監理手法を採った。毎日が「多忙・勉強」の充実した現場であった。

工場での部材製造では、配筋、役物部品の数量位置やセット状況と脱型後のクラックのチェックは気を抜けない。建方工程では、水平ジョイントに採用したヘアピン状の鉄筋を鋼板に溶接する。その接合箇所の全数目視検査と検査済みの押印。ジョイント防水材の位置、レベル高さの水系による測定確認。

躯体工事完了後、仕上業者への引渡し確認検査。これらは最も重要な監理項目である。笹山で時かれたプレハブ住宅の種は、県下全域で多くの人に姿かたちを整えられ、大きく育った。現在では「鼻から質へ」と多くのメニューが用意され、その品質は確かなものになってきた。ここまで育ったこの種を多勢の工事関係者と共にこれからも守り育てられることを願っている。

「あゝ 建築士十訓」

免震はぐらうときても 柳腰

(評) まちの中には「柳腰」が必要なんですな

「知らぬをば 揮う行政用語」

「知って得る現場用語」

裏負担

地方公共団体が国庫補助金をもちつて補助事業を行う際に、国庫補助金から見て地方の負担する額を裏負担という

くる(黒)

一 黒皮のこと
二 アスファルト舗装のこと

じる(自)

一 曲線が曲線メッキをしたものこと、鋼の赤や鉄の黒に対していつ
二 コンクリート舗装のこと

「私の趣味」

「自創の句」(原文・雨ニモ負ケズ)

向井潤一郎



雨ニモヨク

コワガラナクテモイイトヒ

風ニモヨク

人ヲウラヤム思ヒオコラバ

雪ニモ夏ノ暑サニモヨク

ツマラナイカラヤメロトイヒ

粋ナココロヲモチ

ヒトリノトキハ涙ヲナガシ

欲ハ少チク決シテ期待セズ

眠レヌ夜ハオロオロアルキ

アマリイカラス遠イ目ヲシテ

ミンナニテクノボートヨバレ

イツモシズカニワラッテイル

ホメラレモセズ

一日ニ純米一合ト

クニモサレズ

豆腐ト少シノ野菜ヲ食ヘ

大キナ流レニミヨマカセ

アラユルコトニ興味ヲシメシ

只アルガママニソノママニ

ヨクミキキシ早ガテンセス

ソウイフモノデ

ナルベク他人ヲキニシナイ

ワタシハ

人波ノ林ノ陰ノ

アリタイ

小サキ淀ミノ小屋ニイテ

アア

心ニセツナイ願イアレバ

アア

行ッテソノ重荷ヲ解キホドキ

クラムボンガクフクフ笑ッテイル

暗キニマドウ魂アレバ

最近の話題

開発行政に関する話題

『地方分権一括法の施行に伴い 開発許可制度も改正』

地方分権一括法が平成 12 年 4 月 1 日に施行されますが、それに伴い都市計画法及び宅地造成等規制法も改正される運びとなっています。

改正概要

都市計画法

- ・ 開発許可事務の自治事務化 運用通達の廃止
- ・ 特例市（人口 20 万人以上の市で、当該市からの申出に基づき指定）に開発許可権限を委譲
- ・ 中核市及び特例市に開発審査会を設置
- ・ 開発審査会の委員の数を「7人」から「5人又は7人」に改正
- ・ 開発許可に関する手数料の規定を削除 条例で規定
- ・ 開発審査会への審査請求制度を存置し、建設大臣への再審査請求制度は廃止 地方自治法に基づき市町村に処理させる（条例により）

宅地造成等規制法

- ・ 宅地造成工事規制区域指定等の事務を中核市及び特例市に、宅地造成工事許可等の事務を特例市へ委譲
- ・ 宅地造成工事許可に関する手数料の規定を削除 条例で

住宅行政に関する話題

『21 世紀に向けた住宅政策の検討プロジェクト』

人口・世帯数の横ばい、少子・高齢化の進行、経済成長の鈍化、地方分権の始動など社会経済情勢が大きく変化している中で住宅政策についても、都市基盤整備公団法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、PFI 法など様々な面で転換点を迎えています。

こうした中で、本県の住宅政策の基本的な考え方を整理するために、

住宅整備課企画指導班を事務局として、「21 世紀の新住宅計画（仮称）検討プロジェクトチーム」が設置されました。（平成 11 年 9 月～12 年 7 月まで）

このプロジェクトチームには、過去に住宅建設五箇年計画策定作業を担当した職員も参加しており、様々な面から助言をいただきなが

都市行政に関する話題

『市街地再開発事業』

市街地再開発事業は、土地の集約化及び高度利用を図りつつ、公共施設を確保し、事業資金の大半は、高度利用により生み出された保留床の処分金で賄う事業です。

しかし、ここ数年、経済環境の変化等により床処分先の確保や権利者調整が難航して長期化し、資金調達や金利負担の問題を抱える等して、事業の推進が厳しいケースが増えています。

こうした中、効率的かつ効果的に支援していく制度として、無利子貸付制度が創設されました。

また、環境負荷の低減（省エネルギー化）や福祉空間の形成（バリアフリー化）、そして安全市街地の形成（防災性の向上）に関する整備を「再開発緊急促進事業」として国が裏負担なしで補助する制度も創設されています。

都市再開発法では、市街地再開発組合が事業計画認可前に設立できること及び総会の議決により解散ができること。施設建築物の建築を施行者でなく、全て民間事業者が行えるよう特定建築者制度を拡充したこと。土地区画整理事業の換地処分を待たずに市街地再開発事業を施行できる合併施行制度を創設したこと等充実、改善されています。

建築工事に関する話題

『建築除却工事の増大』

昨今の財政事情による、各機関の統廃合により、必要なくなった県の施設等を売却するために行う除却工事が今年度から増大してきています。

簡単に言うと、土地にある建物を解体し更地にして砂利を敷き、柵をして「売れる商品」にするわけですが、なかなか「売れる商品」にするまでが、大変な苦勞が生じるのが現状です。

音がする。埃がする。振動がする。この「3する」問題を解決することが「売れる商品」にする担当の仕事になるわけです。

今までは建物という作品を創る建築屋にとって、作品を壊すという皮肉な仕事が今年度から始まっているということです。

建築士会入会キャンペーン実施中

県庁職域支部では、建築士会への入会キャンペーンを実施しています。

入会金を支部で半額補助するなどの特典がありますので、お近くに建築士の資格をお持ちの方やこれから建築士になろうとする方（準会員として入会可能）がおりましたら、ご入会を検討していただくようお願いして下されい。よろしくお願ひします。

なお、詳細につきましては、支部幹事までご連絡ください。住宅整備課 石井（内線 6273）、建築工事課 須藤（内線 6509）、建築指導課 高橋（内線 6416）

編集後記 創刊号に続き、「秋号」のつもりが実際は「冬号」になってしまいました。すみません。今後、より充実したニュースを作成していきますので、皆さんからのニュースの正式名称、投稿、情報提供、ご意見・ご要望及び作業協力をお待ちしています。（H.S）

表紙絵 向井潤一郎

発行責任者 神奈川県県土整備部（建築指導課：高橋、住宅整備課：庄司）

編集 神奈川県建築士会県庁職域支部（県庁内）〒231 8588 横浜市中区日本大通 1 045(201)1111

HomePage <http://www.geocities.co.jp/Milkyway/7714/kentyou.html>（この支部だよりも掲載しています）